

令和8年本宮市教育委員会2月定例会会議録

- 1 日 時 令和8月2月18日(水)午後1時30分～午後2時43分
- 2 場 所 本宮市役所 3階 常任委員会室
- 3 出席委員
- | | |
|--------------|---------|
| 教 育 長 | 大 内 順 一 |
| 教育長職務代理人(1番) | 谷 明 子 |
| 委 員(2番) | 渡 辺 俊 之 |
| 委 員(3番) | 古 宮 博 文 |
| 委 員(4番) | 遠 藤 傳一郎 |
- 4 出席職員
- | | |
|---------------|--------|
| 教育部長 | 川名 美和子 |
| 生涯学習部長 | 国分 孝寿 |
| 首席参事兼白沢公民館長 | 松野 義則 |
| 次長兼幼保学校課長 | 石橋 淳 |
| 参事兼管理主事兼指導主事 | 斎藤 一範 |
| 上席参事兼まゆみ保育所長 | 遠藤 道子 |
| 参事兼文化スポーツ振興課長 | 松本 敏男 |
| 参事兼教育総務課長 | 遠藤 智顕 |
| しらさわ図書館長 | 柳沼 志津子 |
| 国際交流課長 | 小林 康洋 |
| 指導主事 | 大野 武文 |
| 指導主事 | 遠藤 知宏 |
| (書記)教育総務課総務係長 | 鈴木 和英 |
- 5 傍聴人 なし
- 6 案 件
- | | |
|---------|---|
| 議案第 2 号 | 本宮市未来担い手奨学金の貸与について(非公開) |
| 議案第 3 号 | 本宮市篤志奨学金の給与について(非公開) |
| 議案第 4 号 | 令和8年度本宮市教育委員会重点施策について |
| 議案第 5 号 | 令和7年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第9号)について |
| 議案第 6 号 | 令和8年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算について |
| 議案第 7 号 | 本宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について |
| 議案第 8 号 | 本宮市放課後児童保育条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 9 号 | 本宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |

議案第 10 号	本宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例施行規則の制定について
議案第 11 号	本宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例施行規則の制定について
議案第 12 号	本宮市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱 の制定について
議案第 13 号	本宮市スポーツ推進委員の委嘱について
報告第 1 号	令和 8 年度本宮市授業改善プランについて
報告第 2 号	本宮市立中学校の進路状況について
報告第 3 号	令和 7 年度本宮市児童生徒の種目別体力・運動能力の概要に ついて
報告第 4 号	令和 7 年度本宮市児童生徒の肥満傾向児の割合について
報告第 5 号	地区公民館長、分館長の任用について

7 審議経過

【午後 1 時 30 分開会】

◇教育長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

◇

◎会議録署名委員の指名

◇教育長 会議録署名委員の指名を行います。今回は、3 番委員と 4 番委員にお願いいたします。
本日の議案第 2 号から議案第 3 号まで、個人情報案件でありますので、非公開とさせていただきますが、傍聴者がおりませんので、このまま進めさせていただきます。

◇

◎議案第 2 号 本宮市未来担い手奨学金の貸与について

〔非公開〕

◇

◎議案第 3 号 本宮市篤志奨学金の給与について

〔非公開〕

◇

◎議案第 4 号 令和 8 年度本宮市教育委員会重点施策について

◇教育長 議案第 4 号 令和 8 年度本宮市教育委員会重点施策について説明をお願いします。
総務係長。

◇書記 〔議案第 4 号を朗読〕

◇教育長 教育部参事。

◇参事兼管理主事兼指導主事 議案第 4 号 令和 8 年度本宮市教育委員会重点施策について申し上げます。

6 ページから 17 ページまでの各施策の方針と主な取組については、今年度の反省を踏まえ、次

年度特に重点的に取り組む内容を主な取組の中に黒四角で示しております。また、本年度から削除した部分を青で、追記した部分を朱書きで表しております。

主な変更点を説明いたします。

7ページにこども誰でも通園制度事業を追加いたしました。

10ページをご覧ください。

授業改善の取組を具体的に示しました。また、チャレンジ学習の奨励は削除いたしました。

11ページをご覧ください。

(2)の黒四角の部分に、部活動の地域展開について明記いたしました。

12ページをご覧ください。

教職員研修の充実の中に、各学校で取り組んでいる現職教育の充実を追記いたしました。

15ページには、電子図書館システムの推進、17ページには熱中症対策として、学校体育館への空調等整備を追記いたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

◇教育長 それでは、議案第4号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第4号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第4号は承認することに決めます。



◎議案第5号 令和7年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第9号）

◇教育長 議案第5号 令和7年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第9号）について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第5号を朗読]

◇教育長 教育部長。

◇教育部長 令和7年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

教育部の部分につきましては、資料の2ページの一番上の行にございますが、保育士派遣業務委託料となってございます。こちらにつきましては、執行残が見込まれますので、1,336万1,000円の減額となっております。

3ページにつきましては、上から4行目の備品購入費であります。教材用備品マイナス3,030万6,000円となっております。こちらにつきましては、今年度小学校の一人一台端末を更新いたしました。その執行残として残りましたので、その分について減額として補正させていただきます。

4ページの下から2行目になります。学校給食費未納分負担金（給食センター）ですが、9万2,000円の補正の増額となっております。こちらにつきましては、年度末までに学校給食費の未納が見込まれる部分について、市で予算化して補填するということになってございますが、今の

学校の状況を聞きますと、3月までに間に合うのではないかとのことですが、間に合わなかった場合を想定しまして、補正をさせていただいているところでございます。

この資料中の三角につきましては、今の減額ということで事業が全て終わっておりますので、その整理としまして、補正予算を予定しているところでございます。

歳入につきましては、それに伴うものになってございます。

教育部の内容については以上になります。

◇教育長 生涯学習部長。

◇生涯学習部長 生涯学習部に係る内容について説明を申し上げます。

3ページになります。

支出の部分でございますが、下から4行目の文化スポーツ振興課、文化スポーツ振興基金利子積立金につきましては、利子が発生したものを積み立てた部分の歳出予算となります。

あと4ページになります。

上から7段目になります、しらかわ夢図書館備品購入費、図書になりますが、こちらにつきましては、寄附を頂きました図書の購入に充てるものでございます。

歳入につきましては、それぞれの歳入相当を計上してございます。そのほかは整理予算で計上したものでございます。

以上でございます。

◇教育長 それでは、議案第5号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第5号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第5号は承認することに決めます。

◇

◎議案第6号 令和8年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算について

◇教育長 議案第6号 令和8年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第6号を朗読]

◇教育長 教育部参事。

◇参事兼教育総務課長 それでは、議案第6号の1について、資料をお開き願います。

令和8年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算についてです。

こちらにつきましては、市の総合計画による分野別重点事業一覧表から教育委員会に係る重点事業を抜粋しまとめた一覧表でございます。

教育委員会事業で該当する分野は、施策分野1の子育て・教育、施策分野5の市民・行政活動となります。

なお、市全体の令和8年度当初予算書の完成版につきましては、財務会計部局による点検が済み次第、タブレットの資料変更を行います。

それでは、教育総務課より主な重点事業についてご説明申し上げます。

資料は2ページをご覧ください。

基本施策2の2の学校教育の施策の柱、健やかな体の育成、ナンバー3の本宮方部学校給食センター設備改修事業につきましては、耐用年数の経過により劣化している調理設備を計画的に改修していくための予算でございます。次年度では、炊飯システムの更新と給湯配管の更新を計画しており、工事は学校の長期休業期間に充てまして、給食提供に支障を来さないように実施してまいります。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

施策の柱5の学校・地域等連携の推進、ナンバー2の学校・家庭・地域連携協力推進事業につきましては、各学校へ設置しているコミュニティ・スクールの運営に必要な予算でございます。

次に、同じページの施策の柱6、教育環境の整備・充実、ナンバー1の未来担い手奨学基金繰出金事業は、貸与型奨学金の未来担い手奨学金運用に必要な予算でございます。

なお、本制度をご利用され、今年度卒業予定の方がおりますので、次年度で返還支援該当者があられる場合は、規定に基づき適切に支援を行ってまいります。

ナンバー3の篤志奨学資金給与基金事業は、給与型奨学金の篤志奨学金運用に必要な予算となります。

4ページをご覧ください。

ナンバー6の小学校、ナンバー8の中学校施設維持管理事業は、良質な教育環境保持のため学校施設の維持管理を適正に進めていくための予算でございます。

なお、当初予算措置はございませんが、中学校体育館空調設備整備につきましては、今年度予算で実施設計を進めておりますので、内容がまとまりましたら、次年度中に予算を確保しまして、整備を進めてまいります。

なお、その他予算に関する内容について報告させていただきます。

こちらの一覧表には掲載はされてございませんが、まず1つ目が、今年度予算化しておりました糠沢・和田小学校、本宮第一中学校のLED改修事業です。年度当初から財源の国庫補助が見込めず、内容を校舎分に変更しても不採択で進めることができない状況にあります。昨年末の国補正予算があったことから申請を継続し、状況の推移を確認している状況でございます。現時点、確定ではございませんが、県の情報から補助がつく見込みであることから、予算を繰り越しまして、内示があった際は、次年度での事業を実施したいと考えてございます。

2つ目は、災害時指定避難所になる体育館などへの備品配備に関する内容です。今回の補正予算では、市防災部局での要求となりましたが、国の地域未来交付金事業を活用しまして、災害時避難所に指定されている施設への防災・減災に必要な資機材の整備予算が要求されております。その中で、防災部局との協議により、学校体育館には気化熱式大型冷風機、地区公民館、体育館などにはジェットヒーターを配備する予算を要求してございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 教育部次長。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、幼保学校課が所管する内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、過日の総合教育会議で庶務からもありましたが、給食費等の無償化と保育料の無償化につきましてご説明をさせていただきます。

資料ですが、戻っていただきまして、議案第6号の2をお開きいただきたいと思います。

令和8年度当初予算の給食無償化及び保育料無償化に関する交付金の受入れでございます。

まず1番の学校給食費等の無償化でございます。

ナンバー1でございますが、学校給食支援事業・自校給食事業ですが、小・中学校について併せて全て無償化するものでございます。必要経費については、小学校、中学校合わせましてピンク色の着色部分ですが、1億8,495万6,000円の総経費がかかります。小学校分については国で無償化としておりますので、月額1人当たり5,200円分が交付金として来ますので、小学校分は8,900万円程度が国の交付金で措置される予定になってございます。9,500万が市の実質負担となる予定でございます。

続きまして、ナンバー2の保育所事業です。保育所の副食費の支援でございますが、こちらは1,200万円程度、3番のこども誰でも通園制度事業については、8万6,000円程度、4番の幼稚園の管理運営事業については、配食弁当代の支援で1,590万円となっております。給食費等全て含めまして2億1,300万を必要経費として予算化をしております。

続きまして、2番の保育所保育料等の無償化・認可外保育所保育料の無償化であります。

ナンバー5ですが、保育所事業につきましては、保育料の支援ですが0歳から2歳児、3歳以上は既に無償化になっておりますので、289名分を想定しまして7,600万円の保育料が減額されますので、市に入ってこないという形になります。

続いて、誰でも通園制度の保育料が14万4,000円、一時保育の保育料については64万8,000円が経費となります。一番下でございますが、8番の認可外保育所の保育料の助成でございますが、合計1,440万円の予算化をしております。

現行は上限を1万9,500円としており、市の独自減免に合わせた助成をしておりますが、認可外保育所の保育料につきましても実質無償化を図るため、郡山の認可外保育所に通われている方がほとんどであります。保育料の上限が大体4万円ありますので、上限を4万円としまして、30人を見込んで予算化をしております。合計で9,100万程度を経費として見込んでいる状況でございます。

続きまして、議案第6号の1の資料に戻っていただきたいと思っております。

1ページでございますが、ただいまの無償化の事業についての明細も記載されてございます。こちら1ページについては、保育支援、幼児教育充実のため、保育所事業から幼稚園管理運営事業まで記載されております。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2段目の子育て・教育、保育支援・幼児教育充実とありますが、18番、私立の幼稚園施設型給付事業でございますが、こちらについては、本宮幼稚園に対する国の公定価格に基づいた支弁の運営費の給付をしております。

続きまして、2の学校教育であります。中段、2の豊かな心の育成について、1番の夢の教室、さらには国内派遣交流事業につきましても、今年も継続して実施してまいりたいと考えております。

続いて、その下の体験活動促進事業（スキー体験教室）についても、事業を予定しているところでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思っております。

上から3段目です。特別支援教育支援員配置事業ですが、今年は支援員1名増員しまして、市全体で27名の支援員を雇用し、子供たちのために支援の充実を図るものでございます。

続きまして、5番、スクールソーシャルワーカー等の配置事業、さらには下から3番目、通園通

学支援事業ですが、中学生に対するヘルメットの支給と、白沢地区においては通学通園バスの運行を行っております。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

上から3番目のナンバー7番でございますが、小学校振興教材整備事業でございます。こちらにつきましましては、今年の中学校の一人一台端末の整備に続き、令和8年度は小学校分1,840台の整備を行うため予算化をしたものでございます。

以上で幼保学校課が所管します内容についてご説明を終わります。

◇**教育長** 国際交流課長。

◇**国際交流課長** それでは、国際交流課が所管いたします来年度予算の主な事業についてご説明いたします。

資料はお戻りいただきまして、2ページになります。

基本施策2、学校教育、施策の柱1、外国語指導助手招致事業でございます。来年度につきましても、各中学校区で1名ずつALTを配置いたしまして、生きた英語教育を図るため、幼児から小・中学生まで切れ目のない効果的な英語教育を推進いたします。

続きまして、施策の柱2、豊かな心の育成、3、国際交流推進事業でございます。国際交流による英会話ですとか、英国文化の紹介による市民講座を引き続き推進するほか、来年度も中学生の英国訪問事業を実施する予定でございます。

続きまして、6ページになります。

基本施策3、都市交流・国際交流・多文化共生、2の国際理解推進事業でございます。来年度につきましても、小・中学生や市民等を対象に、国際理解に関する講座を福島県国際交流協会（JICA）等の協力をいただきながら、市民の国際理解の意識の醸成を図ります。また、料理教室ですとか体験型の講座を中心に、市民の方々が参加しやすい講座の充実を図ってまいります。

続きまして、3の外国人住民生活サポート事業でございます。今年度につきましましては、6か国語のごみの分別表を作成いたしまして、市役所窓口での説明、配布をするほか、ホームページに掲載を行っております。また、外国人を雇用する企業等への情報提供にも努めておりまして、引き続き外国人住民の住みやすい環境をつくっていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

◇**教育長** 生涯学習部参事。

◇**参事兼文化スポーツ振興課長** それでは、文化スポーツ振興課が所管いたします令和8年度分野別重点施策の主なものについてご説明申し上げます。

資料の3ページ中段をご覧くださいと思います。

基本施策2、学校教育、施策の柱5、学校・地域等連携の推進、ナンバー3の学校体育館の開放事業についてであります。地域のスポーツ・レクリエーションの場として、学校運営の支障にならない範囲で小・中学校の体育館を開放しております。引き続き多くの市民にスポーツの場を提供することで、地域のスポーツ活動の振興及び育成を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料の4ページ中段から5ページにかけてをご覧くださいと思います。

基本施策3、生涯学習、施策の柱1、生涯学習活動の推進、ナンバー1の生涯学習教室・講座委託事業についてあります。生きがいのある生涯学習社会の創造を目指し、市民一人一人が生涯にわたって学習できる機会の拡充及び学習情報の提供、相談体制の整備を図るため、NPO法人生涯学習プロジェクトもとみやへ各種教室、講座などの事業を委託し、生涯学習事業の推進を図ってまい

りたいと考えております。

続きまして、施策の柱2、青少年の健全育成、ナンバー1の地域学校協働活動事業についてであります。未来を担う子供たちの成長を支えるため、地域と学校が連携・協働し、社会全体で教育を行う体制を構築するため、地域人材と学校をつなぐコーディネーターを配置し、体験活動・ボランティア活動支援、学校支援や放課後子ども教室などの活動を行い、地域社会全体の教育力向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、施策の柱4、生涯学習環境の整備・充実、ナンバー3の公民館等長寿命化事業についてであります。令和7年度内の工事着工を目指しておりました岩根地区公民館耐震補強改修工事につきましては、令和8年度の工事着工となったため、法定に基づき耐震補強を行うほか、内部の全面リフォームにより、バリアフリー化を図るとともに、災害避難所としての機能充実を図ってまいります。

なお、地域における社会教育・生涯学習の拠点施設が整い、市民の皆様がより身近に生涯学習事業を楽しめることができる場となるよう、計画的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、基本施策4、スポーツ、施策の柱、スポーツ振興・活動の推進、ナンバー1のスポーツ行事開催事業についてであります。

初めに、福島レッドホープス公式戦の開催につきましては、スポーツの振興や魅力発信を目的にプロ野球選手と地元野球スポーツ少年団及び本宮市民が触れ合う機会をつくり、選手の活躍している姿を身近にご覧いただくことで、競技人口の増加と競技力の向上につなげてまいりたいと考えております。また、本市出身の佐原奈生子選手が活躍しているハンドボール女子プロリーグの試合を開催し、迫力ある生のプレイをぜひ会場で見ってもらうことで、ハンドボールの競技人口の増加と市のPRにつなげてまいりたいと考えております。

なお、令和8年度につきましては、女子ハンドボールに併せ、新たに男子ハンドボールの試合も予定しているところでございます。こちら、資料においては、区分についてはまだ修正の前の資料になっておりまして、こちら継続となってございますが、一部男子ハンドボールの試合も行うことで、内容が拡充となってございます。

続きまして、ナンバー2のドリーム・ベースボール事業についてです。こちらにつきましては、令和8年度のみ事業となつてございます。現在、しらかわグリーンパーク野球場のスコアボードを3画面式のLED掲示板に改修を進めております。3月に改修が完了し、4月のリニューアル記念としまして、市民を対象としたドリーム・ベースボールを開催するものでございます。趣旨としましては、宝くじの社会貢献・広報事業として青少年の健全育成や明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するもので、令和8年の10月に開催を予定しております。内容につきましては、ふれあい野球教室やドリーム抽選会、あとドリームチームと市選抜チームとの親善試合などを行う予定であります。多くの方においでいただけるよう準備を進めてまいります。

続きまして、ナンバー4のもとみやロードレース大会実行委員会支援事業についてです。スポーツ振興と健康づくりのため、もとみやロードレース大会を開催する実行委員会を支援するものであります。

なお、開催20回目の記念すべき大会としまして、知名度のある野口みずき氏をゲストランナーとして迎える予定でございます。

続きまして、ナンバー5のスポーツ交流事業についてです。スポーツ交流の場を提供し、市民相

互の理解を深めるため、上尾市との交流を継続的に実施してまいります。

以上、文化スポーツ振興課所管の重点施策の説明とさせていただきます。

◇教育長 生涯学習部長。

◇生涯学習部長 それでは、私より白沢公民館、夢図書館、ふれあい美術館関係につきまして説明をさせていただきます。

ページは4ページにお戻りいただきたいと思います。

下から2段目になります、しらさわ夢図書館運営事業でございます。昨年12月にオープンいたしましたもとみや電子夢図書館、こちら順調な滑り出しをしたわけでございますが、さらに読者の方々の要望・要求に応えるため、新たなコンテンツとして電子マガジンを導入したいと考えてございます。また、夢図書館館内に新聞データベース端末を設置いたしまして、過去の新聞記事の検索・提供ができる環境を整えたいと考えてございます。

続きまして、ページ5ページ、最下段になります。ふれあい美術館企画展開催事業でございます。ふれあい美術館も多くの方にご来館をいただいておりますが、令和8年度のメインの企画展といたしまして、アルフォンソ・ミュシャ展を開催したいと考えてございます。9月から11月にかけて開催し、20周年記念イベントのスタート事業の位置づけで開催してまいりたいと考えてございます。

続きまして、6ページになります。

上から2段目になります。文化財保存活用地域計画作成事業でございます。こちらにつきましては、市内に点在している文化財、認定、非指定等も含め、全ての文化財等を把握して、それらを総合的に保存・活用するため、市内全体で継承していくという方針を示すための文化財保存活用地域計画について、約2年後の策定を目指して作業を開始してまいりたいと考えてございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第6号に対する質疑を行います。

遠藤委員。

◇4番委員 この前の総合教育会議でも質問いたしました、今の話の文化財保存活用地域計画について、我々に全然示されていないと思いますが、どのような内容でやるとか、どういった方々が計画を作成していくのか。あと、我々がどのような形で関わっていくとか、概要のようなものはあるのでしょうか。委員会にご提案して頂き、皆さんで知恵を絞ったほうが良いのではないかと思います。ぜひご説明をお願いいたします。

◇教育長 生涯学習部長。

◇生涯学習部長 先日の教育会議でも委員からご指摘をいただいたところでございますが、こちらの内容につきましては、文化庁の補助を頂いて行うものでございます。間に県が入っており、現在、補助事業として申請しております。採択になれば、決定通知が来て、新年度着手となります。間に県が入っておりますので、県の確認を頂いたのち推薦をいただき、進めていく状況でございます。

内容については、計画を策定するための前段階の調査、文化財調査委員さん方が入るような会議、また、市の文化財を活用した観光ルートなどを作成しなければいけませんので、観光や色々な組織の方々が入った委員会を立ち上げていく流れになってございます。

年間進めるべき会議とスケジュール等も計画として提出しておりますので、内示等をいただき次第、改めて委員の皆様方には説明をさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

◇教育長 遠藤委員。

◇4番委員 例えば市町村によって、国の史跡を抱えているところがあるかと思います。例えば二本松市にはお城があり、郡山市には大安場の古墳などがあるため、国から大きな補助金があると聞きます。保存のための補助金と申しますか、補助金をもらうために保存するための措置や計画をしっかりとっておかないと対象にならないのかと思います。本市の場合、天王壇古墳など全国的に注目されている史跡があるにもかかわらず、残念なことに草に覆われている状態になっているのは非常に残念に思います。しっかりと保存措置などを計画し、補助金を頂いて、せめて道路からきれいに見えるような古墳にさせていただければと考えます。今、古墳がブームになっていて、見に来る人たちも多いと思います。観光資源にもなりますし、しっかりと環境保全や計画をしていくべきだと思います。何回か委員会でも触れてきましたが、きちんとやっていくのが大事だと思っております。よろしくをお願いします。

◇教育長 詳しい内容については、今後お示ししたいと思います。

生涯学習部長。

◇生涯学習部長 遠藤委員のおっしゃるとおり、その文化財の整備についての補助等が狙いではありませんが、この計画を策定すれば、文化庁より2分の1の補助がございます。プラスアルファもついてきますので、大きなものとなってございます。そもそもこの計画の必要性に至ったのは、歴史民俗資料館の今後の活用についてですが、もし改修等が必要になった場合の原資ということで調査した場合、この計画が一番有効であることから、この計画の必要性を知った次第です。しかし、それ以外でも市の文化財の活用・保存について、この計画がとても重要で必要ですので、時間はかかりますが、この計画に着手して始まっていくものです。委員のおっしゃるとおり、整備等が満足に行き届いていないものに、この機会に手を加え、整備していきたいと考えてございます。

以上です。

◇教育長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第6号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第6号は承認することに決めます。

◎議案第7号 本宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

◇教育長 議案第7号 本宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第7号を朗読]

◇教育長 教育次長。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、資料7の議案第7号の1をお開きいただきたいと思います。条例案となります。

本議案につきましては、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を令和8年4月から実施するに当たりまして、子ども・子育て支援法に基づき、国の特定乳児等通園支援事業に関する基準が示されたため、市町村においても認可を受けた事業者が国からの支援給付を受けるため、利用定員や利用者への対応などの運営基準を条例で定めるものでありまして、このたび条例を制定するものでございます。

なお、この条例につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

◇教育長 それでは、議案第7号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第7号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第7号は承認することに決めます。



◎議案第8号 本宮市放課後児童保育条例の一部を改正する条例制定について

◇教育長 議案第8号 本宮市放課後児童保育条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第8号を朗読]

◇教育長 教育部次長。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、議案第8号の1の資料をご覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、本宮市立第2児童館の廃止に伴い、本宮小学校、本宮まゆみ小学校、五百川小学校、岩根小学校の4つの小学校の児童を対象として実施しています放課後児童クラブの土曜保育について、令和8年4月より本宮まゆみ小学校で実施するため、土曜保育を実施する場所及び位置について条例の一部を改正し、定めるものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

◇教育長 それでは、議案第8号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第8号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第8号は承認することに決めます。



◎議案第9号 本宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

◇教育長 議案第9号 本宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第9号を朗読]

◇教育長 教育部次長。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、議案第9号の1の資料をご覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、議案第7号と同様に、こども誰でも通園制度に関わるものでございます。こちらの条例は、12月定例議会で制定した条例でございますが、児童福祉法の一部改正がなされたことに伴い、さらに所要の改正を行うものでございます。

主な改正点としましては、離島など僻地等で特定保育を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合、本来適用されるべき保育室の面積要件や職員の配置基準に緩和措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。

本宮市については該当しないものでございますが、児童福祉法の改正に伴いまして、市の条例も整備するものでございます。

なお、この条例については令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

◇教育長 それでは、議案第9号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第9号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第9号は承認することに決めます。

◇

◎議案第10号 本宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の制定について

◇教育長 議案第10号 本宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第10号を朗読]

◇教育長 教育部次長。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、議案第10号の1の資料をご覧いただきたいと思います。

本議案につきましても、こども誰でも通園制度の関係となります。議案第7号の本宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例及び子ども・子育て支援法に規定します特定乳児等通園支援事業者の確認事業を実施するため、本宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例施行規則を定めるものでございます。

主な内容は、特定乳児等通園支援事業の確認申請、利用定員の変更申請及び事業者変更届などの事務手続についての詳細について定める規則となっております。

説明は以上となります。

◇教育長 それでは、議案第10号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第10号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第10号は承認することに決めます。



◎議案第11号 本宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定について

◇教育長 議案第11号 本宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第11号を朗読]

◇教育長 教育部次長。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、議案第11号の1の資料をご覧くださいと思います。

本議案につきましても、こども誰でも通園制度の関連の規則制定となります。

規則の主な内容については、本宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴いまして、条例で定めた基準等に基づき認可事業を実施するため、本宮市乳児等支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行規則を定めるものでございます。

主な内容は、認可申請、認可事業者の調査及び指導に関する規定を盛り込んだ内容となっております。

説明は以上となります。

◇教育長 それでは、議案第11号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第11号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第11号は承認することに決めます。



◎議案第12号 本宮市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱の制定について

◇教育長 議案第12号 本宮市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱の制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第12号を朗読]

◇教育長 教育部次長。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、議案第12号の1の資料をご覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、こども誰でも通園制度事業を実施するに当たりまして、必要な事項について要綱で規定をするものでございます。

規定する主な事項は、利用対象となる児童や実施方式及び実施内容、また利用時間や利用手続、利用者負担額などについて、詳細について規定をするものでございます。

なお、保育料無償化に伴い、誰でも通園制度について14条で1時間当たり300円と規定しておりますが、無償化に当たっては減免規定を設けておりまして、そこで無償化に対応してまいりたいと考えてございます。副食費も同様の形で考えております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

◇教育長 それでは、議案第12号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第12号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第12号は承認することに決めます。



◎議案第13号 本宮市スポーツ推進委員の委嘱について

◇教育長 議案第13号 本宮市スポーツ推進委員の委嘱について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第13号を朗読]

◇教育長 生涯学習部参事。

◇参事兼文化スポーツ振興課長 それでは、議案第13号資料をご覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、スポーツ基本法の規定に基づき、地域の身近な指導者としてスポーツに対する指導、助言を行い、技術の向上と体力向上を図るため、定数は20人以内で任期は2年とし、委員の委嘱について承認を求めるものでございます。

今回再任の委員16人に公募委員4人としまして20人に4月1日付で委嘱したく提案するものでございます。

また、公募委員につきましては、3月31日まで募集しているところでありまして、空欄となっております2人につきましては、後日決定予定となっておりますので、ご承知をいただきたいと思っております。

なお、委員の任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇教育長 それでは、議案第13号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第13号を承認することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第13号は承認することに決めます。

◇ ◎報告第1号 令和8年度本宮市授業改善プランについて

◇教育長 次に、報告事項になります。

報告第1号 令和8年度本宮市授業改善プランについて説明をお願いします。

幼保学校課指導主事。

◇幼保学校課指導主事 それでは、報告第1号をご覧ください。

令和8年度本宮市授業改善プランについて申し上げます。

過日の教育総合会議におきまして、今年度の成果・課題についてお伝えいたしました。その中で1番にありますように、課題としましては、授業改善を図ろうとする教師は見られますが、依然として教師の発話量が多くなりがちということと、個別体系的な学びと協働的な学びの一体化の授業イメージを持つことが難しいということがありました。

2番の事業の狙いにつきましては、補足しましたことは、自ら課題を見つけて決定する想像力豊かな子供を育成する、この部分を補足いたしました。

3番の授業の内容につきましては、今年度の継続になります。

4番の授業の実践方法につきましては、パイロット校を中心による授業継承です。継続ですが、同じく上越教育大学教授の阿部隆幸氏を市学習アドバイザーとして招へいすることを次年度継続して行います。

次のページをご覧ください。

(2)の一人一台端末クラウド環境の活用に関する研修につきましては、中学校のクロームブックに変わることがありますが、その他は継続となります。

(3)番の自分の授業を観察することによって客観的に見直すということが必要ということから、クラウド型授業づくり支援サービス、クラスクラウドの活用、こちらについては回数を増やしまして、継続をいたします。

(4)番の市学力向上委員会の活用につきましては、2つ目にあります先進校視察を行いまして、各校において伝達し、自己の授業に活かしてまいります。

(5)番のパイロット校の役割につきましては、こちらも過日の教育総合会議でもありましており、成果だけでなくその過程も含めて積極的に発信するという様々な媒体を活用して行っております。また、年間複数回検証授業を実施し、市内の教職員全体の授業改善の促進を図ってまいります。

最後になりますが、令和7年度の課題と令和8年度の展望ということで、共に働く基本的な学びをさらに進化させることを目的とし、対話によって伝え合うだけではなくて、そこから新しい価値を創造したり、合意形成したりする学びの場について一人一台端末を活用し、さらに広げてまいりたいと考えます。

説明は以上となります。

◇教育長 それでは、報告第1号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◇

◎報告第2号 本宮市立中学校の進路状況について

◇教育長 次に、報告第2号 本宮市立中学校の進路状況について説明をお願いします。

幼保学校課指導主事。

◇幼保学校課指導主事 では、報告第2号の資料をお開きください。

県立高校及び私立高校の進学状況及び合格者についての数字が朱書きで記載されております。県立高校につきましては、これから入試を迎えるものでありますので、志願者数が記載されております。私立高校につきましては、受験が終わっておりますので、合格者数となっておりますが、この中には専願者及び併願者が含まれておりますので、実際の進学数とは異なってきますので、ご了承ください。

なお、県立高校の前期選抜につきましては、3月4日から6日にかけて前期選抜が行われ、3月16日に合格発表が行われる予定です。

報告は以上です。

◇教育長 それでは、報告第2号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◇

◎報告第3号 令和7年度本宮市児童生徒の種目別体力・運動能力の概要について

◇教育長 次に、報告第3号 令和7年度本宮市児童生徒の種目別体力・運動能力の概要について説明をお願いします。

幼保学校課指導主事。

◇幼保学校課指導主事 報告第3号をお開きください。

本宮市種目別体力・運動能力の概要について説明申し上げます。

今年度の小学5年生と中学2年生の体力合計点を見ますと、令和7年度は、小学5年女子と中学2年男子、中学2年女子は全国平均並びに県平均を上回っております。特に中学2年生男子は、E判定がほとんど見られず、中・上位層が多く、大幅に全国平均を上回っております。また、中学2年女子は、AB判定が約6割、DE判定が2割未満と全体的には底上げも見られます。

小・中学校ともに授業改善及びふくしまっ子児童期運動指針にあります1日60分以上の身体運動を達成しようと継続してきた成果が現れてきたと言えます。

しかし、小学5年男子は全国及び県平均を下回っております。AB判定の児童は約3割、DE判定の児童が約5割と、個別及び全体の支援が必要であります。持久力向上につきましては、個に応じた継続的な取組が必要であると考えられます。

今後の対策としましては、授業プラン同様に自ら課題を見つけて、計画を立て、そして継続をしていくということで、4つ挙げさせていただきました。

次のページをご覧ください。

今年度全国平均を大幅に上回っているということから、さらに深く調べてまいりました。参考資料として載せさせていただきました。特に、2番の運動習慣等調査の比較にありますとおり、小学生の運動習慣についてですが、小学校5年生女子においては、1週間の総運動時間が420分以上の割合が、全国・県平均よりも高い割合が見られております。中学校の2年生の男女とも同じく、運動習慣の時間がかなり大幅に上回っております。

運動を学校だけではなくて、この3番にありますように、中学校第2学年の運動部及び地域スポーツクラブの所属の状況が、全国・県よりもかなり多いという結果も出ております。4番の小学校5年生の地域スポーツクラブの所属状況についても、やはり女子の所属率が全国平均を上回っているのが特徴です。ですので、学校の取組だけでなく、地域スポーツ、あとは部活動の取組も結果に現れていることが考察として掲げさせていただきました。

以上になります。

◇教育長 それでは、報告第3号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◇

◎報告第4号 令和7年度本宮市児童生徒の肥満傾向児の割合について

◇教育長 次に、報告第4号 令和7年度本宮市児童生徒の肥満傾向児の割合について説明をお願いします。

幼保学校課指導主事。

◇幼保学校課指導主事 報告第4号をお開きください。

令和7年度本市児童・生徒の肥満傾向児の割合について、小学校、中学校の順に申し上げます。

まずは、小学校になります。令和7年度の肥満傾向児の出現率の小学生の割合は、県平均が男子は改善傾向であります。女子はほぼ横ばいの傾向です。本市は、男子は令和8年度より大幅に改善が見られましたが、女子は増加傾向となっております。

中学校につきましては、令和7年度の肥満傾向児の出現率の割合については、県平均が男子は改善傾向、女子はほぼ前年度同様であります。本市においては、男子は増加傾向、女子は昨年度とほぼ同等であると言えます。

本市については、今後ですが、小学校、中学校ともに体力向上推進計画の確実な実施、ふくしまっ子児童期運動指針などの活用、毎月19日の食育の日における食生活の改善、点検、健康指導と個別対応指導の充実を図っていくことにより、体力及び健康マネジメント力を向上させていきたいと考えます。

中学校においては、運動部に所属していない生徒に対する健康指導と個別対応の実践の充実を図っていくということも、加えて申し上げます。

説明は以上となります。

◇教育長 それでは、報告第4号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◇

◎報告第5号 地区公民館長、分館長の任用について

◇教育長 次に、報告第5号 地区公民館長、分館長の任用について説明をお願いします。

生涯学習部参事。

◇参事兼文化スポーツ振興課長 それでは、報告第5号 地区公民館長、分館長の任用についてご説明申し上げます。

報告第5号資料をご覧いただきたいと思っております。

地区公民館長、分館長につきましては、地方公務員法に定める会計年度任用職員とし、教育委員

会が任命権者となり任用するもので、期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となるものであります。

なお、仁井田地区公民館長につきましては、現在選考中でありまして、後日決定する予定となっておりますので、ご承知いただきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第5号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◎その他

◇教育長 次に、その他、事務局から報告等があればお願いいたします。

[発言する人なし]

◎次回開催日程について

◇教育長 なければ、次回教育委員会の日時を決めたいと思っております。

[次回開催日程について協議]

◎閉会の宣告

◇教育長 これもちまして教育委員会定例会を閉会といたします。

【午後2時43分閉会】